

令和4年度 船橋市認可外保育施設 通園児補助金申請の手引き



令和4年度からの変更点：記入内容に誤りがあった場合の訂正印等による訂正が不可となりました。
記入を誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設※を利用している児童の保護者に補助金を交付します。

※保育を行うことを目的とする施設であって、市が認可する施設及び事業以外のもので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により認可外保育施設として設置の届出がされた施設です。

補助対象施設

認可外保育施設として設置の届出がされている施設のうち、以下の場合を除きます。

- ＊ 船橋市長が認証保育所として認証した施設
認証保育所をご利用の方は、様式が異なりますので、「認証保育所通園児補助金申請の手引き」をご覧ください。
- ＊ 地方裁量型認定こども園
- ＊ 事業所内保育施設
- ＊ 企業主導型保育事業の実施施設
- ＊ 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

補助対象者

補助対象施設を月極契約で利用する、**0歳から2歳の住民税課税世帯**の児童

下記に該当する方は通園児補助金の対象となりません。

- ・ 認可保育所等、認定こども園、企業主導型保育事業の実施施設及び幼稚園を併用している児童
- ・ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童及び3歳から5歳の児童（施設等利用費(無償化)の対象となります。）施設等利用費を請求するためには、居住する自治体において、あらかじめ施設等利用給付第2号・第3号認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

市ホームページはこちら



【問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市 子育て支援部 保育認定課
047-436-2328

補助の要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

	保護者 ※	児童
1	補助対象施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。	
2	住民税課税世帯である。	0～2歳クラスに在籍している
3	保護者それぞれについて、以下のいずれかの事由で保育を必要としている ①就労（月64時間以上労働することを常態としている） 注）育児休業及び育児休業に準ずるものとして市長が認める休業明けの場合は復帰日より補助対象月が異なります a. 月の1～15日に復帰する方は前月の1日から b. 月の16～31日に復帰する方は 当月の1日 から ②妊娠・出産（出産予定月の前2か月（多胎妊娠の場合は出産月の前4か月）から、出産後56日目を迎えた月の末日まで） ③疾病、負傷、障害 ④親族を介護又は看護している ⑤災害復旧 ⑥求職活動中（求職活動開始日から起算して90日目を迎える月の末日まで） ⑦就学（学校教育法に規定する学校に通学、または職業訓練校で訓練を受けている） ⑧きょうだいの育児休業中または育児休業に準ずるものとして市長が認める休業中	補助対象施設と月64時間以上通園する契約を行っている 例）月曜日から金曜日の週5日、午前9時から午後5時で通園する契約をしている場合（1日8時間×月20日）、1か月の通園時間は64時間以上となるため、補助の対象となります。

※保護者とは、「同居している父、母」又は「内縁の夫、妻」等、児童を現に監護する方をいいます。

なお、利用月ごとの世帯状況で判断します。

補助金額について

保護者が負担した利用料で月額 **30,000 円** が上限となります。

利用料月額には日用品等の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は含みません。

申請について

必要書類を揃え、保育認定課まで郵送でご提出ください。直接市役所3階保育認定課窓口でご提出いただくことも可能です。

出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）では申請できませんのでご注意ください。

なお、申請書類等に不備・不足等があった場合は一度申請書類を返却しますので、揃えたうえで再度提出してください。また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくこととなります。

申請書類について

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

○ 毎回必要なもの

①認可外保育施設通園児補助金交付申請書（第1号様式）	児童の世帯員については、保護者及び兄弟姉妹のみ記入してください。
②領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）等の施設証明したもの	補助対象施設に記入していただく書類です。

○ 年度の初回申請時に必要なもの（保護者について）

③交付要件確認のための書類 該当項目がない場合は、保育認定課までお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ●就労：就労証明書（保育認定課専用の様式） <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先で記入していただき、年度最初の申請時に原本を提出してください。（該当年度4月1日以降の証明日） ・自営業の場合、直近の確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写しなど、事業実績を確認できる書類を添付してください。ただし、直近の年度分の船橋市の市民税において「営業収入」又は「農業収入」の区分で、収入額0円以外で申告していることが確認できる場合は、書類の提出を省略できます。 ●出産：母子健康手帳（分娩予定日および母親の氏名を確認できるページ）の写し ●疾病・負傷・障害：主治医の意見書および障害者手帳の写し（身体1～2級、精神1級、療育手帳所持者は、主治医の意見書は不要です。） ●介護・看護：主治医の意見書および介護・看護状況説明書（主治医の意見書の裏面にあります） ●求職活動中：求職に関する申告書 ●就学：在学証明書及びカリキュラム（時間割等） ●きょうだいの育児休業、育児休業に準ずるものとして市長が認める休業：育児休業等休業期間が記載された就労証明書等
---	---

○ 該当する場合のみ必要なもの

④委任状	申請者名と振込口座の名義人が異なる場合、年度の初回申請時に必要となります。なお、押印が必須となります。
⑤市区町村民税(非)課税証明書 ※海外に在住であった場合、お問い合わせください。	<p>(1) 令和4年4月～8月分をご申請する場合 令和3年1月1日時点で市外に住んでいた場合、令和3年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和3年度)市区町村民税(非)課税証明書。</p> <p>(2) 令和4年9月～令和5年3月分をご申請する場合 令和4年1月1日時点で市外に住んでいた場合、令和4年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和4年度)市区町村民税(非)課税証明書。</p>
⑥海外での収入証明もしくは課税証明書（海外）	非課税世帯かつ該当年度に海外収入があった場合、必要書類についてお問い合わせください。

【記入上の注意】

- ・消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。（黒のボールペンをご使用ください。）
- ・訂正がある場合は、新しい用紙にご記入ください。二重線、訂正印等により訂正を行ったものは受付できません。

申請期間・振込時期について

(令和4年度)

	通園月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～ 6月	7月 1日～ 7月29日	8月下旬～ 9月下旬
第2期	7月～ 9月	10月 3日～10月31日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月 4日～ 1月31日	2月下旬～ 3月下旬
第4期	1月～ 3月	3月20日～ <u>4月10日</u>	4月下旬～ 5月下旬

- 令和4年度の最終申請締め切りは令和5年4月10日(月)(郵便の場合は当日消印有効)です。
- 第1期～3期分の申請について、各期の申請期間を過ぎた場合でも令和5年4月10日(月)まで交付申請が可能です。その場合は、認可外保育施設通園児補助金交付申請書(第1号様式)を1枚にまとめてご記入ください。
- 会計処理の関係上、最終申請締め切り(令和5年4月10日(月))後には申請の受付はできません。
第4期は申請期間が短いため十分ご注意ください。

書類の配布場所

保育認定課(市役所3階)で配布しております。市ホームページからもダウンロードできます。

認可外保育施設通園児補助金のフローチャート

